

上野事務所ニュース

令和5年7月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusy@sr2143.com

エイジフレンドリー補助金について

高齢労働者の労働災害防止対策やコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取り組みを行う中小企業

事業者向けの補助金「エイジフレンドリー補助金」の申請が、6月12日より開始されました。今年度は「高齢労働者の労働災害防止対策コース」と「コラボヘルスコース」の2つとなっています。

この助成金は、事前に計画書を作成し、交付申請を行う必要があります。審査後、交付決定通知書が発行されますので、取組を実施し、費用を支払います。(交付決定日以前の発注、購入、施工等は、補助金の対象とはなりませんので、ご注意ください。)費用の支払いが完了後「実績報告書及び清算払請求書」を提出すると、補助金が振り込まれます。交付申請の期限は、令和5年10月31日までです。
*2コース併せて申請することも可能ですが、この場合の上限額は100万円です。また、2コース同時に申請が必要です。

高齢労働者の労働災害防止対策コース	
目的	高齢労働者が安全に働けるよう、高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行う。
対象事業者	①労災保険に加入している。 ②中小企業事業者である。 ③高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用し、対象の高齢労働者が対策を実施する業務に就いている。
補助対象	次の高齢労働者の労働災害の防止のための取組に要する費用を補助対象とする。 ・転倒、墜落最大防止対策に関する費用

	・重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策に関する費用 ・暑熱な環境による労働災害防止対策に関する費用 ・その他の高齢労働者の労働災害防止対策に関する費用
補助額	補助対象となる取組にかかった経費(機器の購入・工事の施工等)の1/2(上限額100万円)

*労働者個人ごとに費用が生じる対策(体温を下げるための機能のある服、ウェアブルデバイス、パワーアシストスーツ等)については、対策にかかわる高齢労働者の人数分に限り補助対象となります。

コラボヘルスコース	
目的	コラボヘルス等の労働者の健康保持促進のための取組に対して、補助を行う。 *コラボヘルス…保険者(協会けんぽや健康保険組合等)と事業者が連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実施すること。
対象事業者	①労災保険に加入している。 ②中小企業事業者である。 ③労働者を常時1名以上雇用している。(高齢労働者が事業場に所属していない場合も対象です。)
補助対象	労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用を補助対象とする。(申請時において、事業主健診情報が保険者に提供されていることが必要です。) ・健康診断結果等を踏まえた、産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等による禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等(オンライン開催、eラーニングなどを含む。) ・事業所カルテ、健康スコアリングレポートの活用等によるコラボヘルスを実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行う

	システムの導入 ・栄養、保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科検診、体カチェックの費用は除く）
補助額	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組にかかった経費の3/4（上限30万円）

定期健康診断の受診について

会社は、1年以内ごとに1回定期健康診断を行う必要があります。また、定期健康診断後、会社はその結果に基づく「健康診断個人票」の作成と5年間の保存義務があります。常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署へ提出します。

【定期健康診断の項目】

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査及び喀痰（かくたん）検査
5	血圧の測定
6	貧血検査（血色素量及び赤血球数）
7	肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）
8	血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
9	血糖検査
10	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
11	心電図検査

【異常の所見がある場合】

異常の所見があると診断された労働者については、3か月以内に医師から意見を聴くことが義務づけられています。具体的には、健康診断実施後、“所見なし”以外の労働者について医師に意見を聴き、健康診断個人票の医師の意見欄へ就業についての意見の記入および記名をもらい事業所で保管をします。

- ◆正社員だけではなく、通常の労働者の4分の3以上勤務するパートタイマーに対しても、定期健康診断を行う必要があります。
- ◆定期健康診断以外に、深夜業などの特定業務に従事する従業員に対して実施する「特定業務従事者の健康診断」や有害業務に従事する従業員に対して実施する「特殊健康診断」があります。これらは、一定の業務に従事する労働者（通常の労働者の4分の

3未満で勤務するパートタイマーを含む）について、当該業務への配置換えの際及び6か月以内ごとに一回、定期的を実施する必要があります。

- ◆在宅勤務者なども健康診断の対象となります。

Q&A なぜなにどうして？



Q: 4月から60時間超の残業代の割増賃金率が50%になりましたが、随時改定の対象になりますか。また、起算月はどのように考えたら良いのでしょうか。

A: 割増賃金率が25%から50%となり、支給割合の変更に該当するため、随時改定（月額変更届）の対象となります。

*以下、賃金計算期間が末日締め、支払いが翌月10日のケースで説明します。

4月労働分から割増賃金率が変更となるため、5月10日に支払われる給与を起算月として考えます。変更後の継続した3か月（5月・6月・7月）の支払給与を平均して、2等級以上の差が生じる場合には、8月に随時改定を行います。5月・6月・7月のいずれかの月に60時間超の残業代の支払いがある場合には、8月の随時改定対象となる可能性があるため、確認が必要です。

一方、5月・6月・7月に60時間超の残業代の支払いがなく、8月以降に初めて60時間超の残業代の支払いがあった場合、起算月である5月以降の継続した3か月に支給実績がないため、随時改定の対象とはなりません。

《夏季休暇のお知らせ》

8月は11日（金）から16日（水）まで夏季休暇とさせていただきます。よろしくお願いたします。